

第38号議案

「コンサート×おしばい 『ベートーヴェン物語』」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年10月16日

提出者 文京区教育委員会

教育長 佐藤 正子

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

30年 9月 25日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体)

社団法人 芸術文化振興グループ

住所 (所在地)

みみみみの森

代表者名

(ふりがな) 852-0033 埼玉県新座市石神3-1-1

代表 吉田 真理 (電話) 070-5724-1111

代表者連絡先
(事務担当者) 同上

よしだま



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	コンサート「おはいいハート-ヴェン物語」		
実施期間	30年 11月 25日(日) から 年 月 日() まで(/ 日間)		
実施場所	文京区 ミゼックホール 小ホール		
事業内容	目的※	別紙「事業計画書」に記載。	
	内容	別紙「事業計画書」に記載。	
	対象者	小学生親子、家族 (参加予定人員 135人)	
	参加費	一般3000円、文京区民 500円引きご優待	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	東京都教育委員会		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

「ペーターヴェン物語」公演 みむみむの森収支予算 東京都文京区 文京シビックホール小ホール

収入					
入場料	市区内小学生親子500円引きご優待	2,500	134	335,000	
	3000円	3,000	1	3,000	
					338,000
					原価合計

支出					
出演費		30,000	1	30,000	
脚本制作費		5,000	1	5,000	
舞台費	照明スタッフ	30,000	1	30,000	
旅費	出演者、スタッフ	5,000	4	20,000	
会場費	ホール代	30,000	1	30,000	
	ピアノ代	6,000	1	6,000	
	付帯設備	15,000	1	15,000	
	調律代(ホール専属)	30,000	1	30,000	
	受付スタッフ	5,000	1	5,000	
			小計		171,000
練習会場	公民館	5,690	1	5,690	
	ホール	11,596	1	11,596	
			小計		17,286
広報 印刷費など	チラシ	27,450	1	27,450	
	ポスター	14,630	1	14,630	
	チケット	4,000	1	4,000	
	プログラム	4,750	1	4,750	
	アンケート	1,860	1	1,860	
	仕分け	18,900	1	18,900	
	チラシ・ポスター・プログラム チケット・アンケート	29,000	1	29,000	
			小計		100,590
郵送費など	発送費	19,790	1	19,790	
	紙、インク、封筒など	6,704	1	6,704	
			小計		26,494
次公演へ繰り越し					338,000
					原価合計

2018年度後期事業計画書

事業名：コンサート×おしばい「ベートーヴェン物語」

主催：一般社団法人みむみむの森 芸術文化振興グループ

後援(申請中)：北海道教育委員会、岩手県教育委員会、秋田県教育委員会、山形県教育委員会、茨城県教育委員会、栃木県教育委員会、群馬県教育委員会、埼玉県教育委員会、千葉県教育委員会、神奈川県教育委員会(承認済み)、富山県教育委員会、石川県教育委員会、福井県教育委員会、長野県教育委員会、岐阜県教育委員会、静岡県教育委員会、愛知県教育委員会、三重県教育委員会、滋賀県教育委員会、京都府教育委員会、大阪府教育委員会、兵庫県教育委員会、奈良県教育委員会、和歌山県教育委員会、鳥取県教育委員会、島根県教育委員会、広島県教育委員会、山口県教育委員会、徳島県教育委員会、香川県教育委員会、高知県教育委員会、福岡県教育委員会、佐賀県教育委員会、熊本県教育委員会、沖縄県教育委員会、旭川市教育委員会、盛岡市教育委員会、秋田市教育委員会、山形市教育委員会、筑西市教育委員会、水戸市教育委員会、宇都宮市教育委員会、伊勢崎市教育委員会、さいたま市教育委員会、習志野市教育委員会、八千代市教育委員会、松戸市教育委員会、千葉市教育委員会、西東京市教育委員会、江戸川区教育委員会、日野市教育委員会、文京区教育委員会、町田市教育委員会、小金井市教育委員会、荒川区教育委員会、杉並区教育委員会、千代田区教育委員会、横浜市教育委員会、海老名市教育委員会、厚木市教育委員会、南足柄市教育委員会、茅ヶ崎市教育委員会、高岡市教育委員会、金沢市教育委員会、福井市教育委員会、長野市教育委員会、大垣市教育委員会、富士市教育委員会、静岡市教育委員会、豊橋市教育委員会、岡崎市教育委員会、津市教育委員会、大津市教育委員会、宇治市教育委員会、豊中市教育委員会、堺市教育委員会、尼崎市教育委員会、奈良市教育委員会、和歌山市教育委員会、明石市教育委員会、米子市教育委員会、出雲市教育委員会、福山市教育委員会、山口市教育委員会、徳島市教育委員会、高松市教育委員会、高知市教育委員会、北九州市教育委員会、佐賀市教育委員会、熊本市教育委員会、那覇市教育委員会

曲目：ピアノソナタより「月光」「悲愴」「テンペスト」「熱情」

日程：2018年11月11日(日)～2019年4月7日(日)

時間：朝の部 10時開場 10時半開演

昼の部 15時開場 15時半開演

夜の部 19時開場 19時半開演

料金(自由席)：3000円

場所：

[北海道地方]

旭川市民文化会館小ホール (3/10夜)

[東北地方]

盛岡市民文化ホール (3/9朝)、秋田市文化会館 (3/9夜)、山形県郷土館文翔館議場ホール

[関東地方]

県西生涯学習センター (12/28昼)、茨城県立県民文化センター (2/24朝)、とちぎ福祉プラザ多目的ホール (1/11夜)、伊勢崎市境総合文化センター小ホール (12/2夜)、さいたま市産業センター

(12/1 夜)、武蔵浦和コミュニティーセンター多目的ホール(3/16 夜)、習志野市民会館(12/2 朝)、勝田台文化センターホール(12/14 夜)、松戸市市民劇場(2/9 夜)、千葉市文化センター(3/24 朝)、コール田無多目的ホール(11/18 朝)、タワーホール船堀小ホール(11/18 夜)、ひの煉瓦ホール(日野市民会館)(11/22 夜)、文京シビックホール小ホール(11/25 朝)、和光大学ポプリホール鶴川(12/21 夜)、小金井宮地楽器ホール(12/25 朝)、荒川区民会館サンパール荒川小ホール(1/27 朝)、杉並公会堂小ホール(2/3 朝)、江東区豊洲文化センター豊洲シビックセンターホール(2/17 朝)、千代田区立内幸町ホール(3/25 朝)、神奈川区民文化センターカナックホール(11/11 朝)、横浜市港南区民文化センターひまわりの郷(11/16 夜)、横浜市旭区文化センターサンハート音楽ホール(1/12 夜)、海老名市文化会館(1/13 朝)、厚木市文化会館小ホール(1/26 夜)、横浜市青葉区民文化センターフィリアホールコンサートホール(2/15 夜)、南足柄市文化会館小ホール(3/2 夜)、茅ヶ崎市民文化会館小ホール(3/21 朝)

[中部地方]

富山県高岡文化ホール小ホール(4/1 夜)、金沢市アートホール(4/2 朝)、福井県立音楽堂ハーモニーホールふくい小ホール(4/3 朝)、長野市芸術館リサイタルホール(4/1 朝)、大垣市スイトピアセンター音楽堂(1/14 朝)、富士市文化会館ロゼシアター(2/10 朝)、静岡市清水文化会館マリナート小ホール(2/10 昼)、ライフポートとよはし中ホール(1/13 夜)、岡崎市シビックセンターコンサートホールコロネット(4/3 夜)

[近畿地方]

津市アストプラザアストホール(1/20 夜)、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール小ホール(1/20 朝)、宇治市文化センター宇治市文化会館小ホール(12/27 昼)、豊中市立文化芸術センター小ホール(12/26 朝)、堺市立勤労者総合福祉センター(サンスクエア堺)(1/19 夜)、兵庫県立尼崎青少年創造劇場ピッコロシアター(12/26 夜)、奈良市西部会館市民ホール(学園前ホール)(12/27 朝)、和歌山県民文化会館小ホール(4/4 朝)、ウィズあかし子午線ホール(4/4 夜)

[中国地方]

米子コンベンションセンターBig Ship小ホール(4/5 夜)、島根県出雲市ビッグハート出雲白のホール(4/5 朝)、ふくやま芸術文化ホールリーデンローズ小ホール(12/9 朝)、山口市大海総合センター多目的ホール(12/9 夜)

[四国地方]

徳島県立二十一世紀館(3/28 朝)、高松市文化芸術ホールサンポートホール高松(3/29 朝)、高知県立美術ホール(3/28 夜)

[九州地方]

黒崎ひびしんホール(3/27 朝)、アバンセホール(3/26 夜)、熊本市健軍文化ホール(3/26 朝)、

[沖縄地方]

沖縄市民小劇場あしびなー(12/23 夜)

1. 事業目的：

- ・ クラシック音楽にあまり馴染みがない方やお子様たちに、音楽の魅力を伝える。
- ・ 親子・家族の思い出になるような場を提供する。
- ・ 公演の剰余金を、ご優待割引などで還元し、誰もが参加しやすいイベントを目指す。
- ・ 教育委員会を通して公演やご優待の案内を広く周知し、どの地域のお子様でも平等に参加できるようにする。
- ・ 定期的に同じ地域で開催し、音楽会を根付かせ文化の振興に寄与する。

2. 事業計画

(1) 対象：こども、大人

(2) 企画内容：

- ・ ベートーヴェンの代表作品を網羅した演奏会。
- ・ お芝居を取り入れ、曲の背景やベートーヴェンの生涯を紹介し、クラシック音楽に馴染みのない大人や子どもでも、親子で一緒に楽しめる内容・演出とする。
- ・ 出演者の構成は、器楽奏者1名（ピアノ）および役者1名とする。
- ・ こうした趣旨に賛同し、国内外で活躍する一定レベル以上のプロの芸術家の出演とする。

<出演者>

- ・ 三村 真理（みむら まり/ピアノ）

武蔵野音楽大学卒業。Vitaly Margulis 氏の推薦でカリフォルニア大学 (UCLA) 大学院へ進学。スロヴァキア国立放送交響楽団、ドイツ・ワイマール・ゲーテ四重奏団、ワルシヤワ国立フィルハーモニー室内楽などと共演。

- ・ 岡田 由記子（おかだ ゆきこ/役者）

山口県下関市出身。福岡教育大学卒業後「劇団鳥獣戯画」を経て『ひらけポンキッキショー』等の子供ショーのお姉さんとして全国巡回。現在舞台やイベント等の作、演出、出演。『岡田由記子ひとり舞台』も展開中。

3. これまでの公演実績

【招聘公演】

- 2018/6/3 松本記念音楽迎賓館

聴いて分かる音楽 ロンド形式 音楽が図に画ける！！

主催：ONKAN 公益財団法人音楽鑑賞振興財団

- 2016年～2018年度 コンサート×おしばい「ベートーヴェン物語」

【招聘公演】

2016/12/23 三井ガーデン柏の葉カンファレンスセンター

主催：柏の葉フェス実行委員会

共催：柏の葉アーバンデザインセンター (UDCK)

後援：柏市/一般財団法人柏市まちづくり公社

協賛：三井不動産株式会社/三井不動産レジデンシャル株式会社/千葉銀行柏の葉キャンパス支店/ASA 柏の葉/柏の葉小児歯科/UCLA JAPAN CENTER

協力：ままてい

【共催公演】

- ・2017/10/25 東京都豊洲文化センター
共催：株式会社ハルメク
後援：BS-TBS
- ・2017/12/18 東京都四谷区民ホール
共催：株式会社ハルメク
後援：BS-TBS
- ・2018/3/30 東京都中目黒GTホール
共催：株式会社 月刊ショパン
後援：目黒区

【自主公演】

- ・2017/4/29 千葉県アミューズ柏
後援：柏市、柏市教育委員会
- ・2017/4/30 神奈川県横浜市岩間市民プラザ
後援：横浜市、横浜市教育委員会
- ・2017/5/3 埼玉県ふるさと新座館
後援：新座市、新座市教育委員会
- ・2017/5/4 東京都中目黒GTプラザ
後援：目黒区
- ・2017/5/5 東京都八王子市学園都市センター
後援：八王子市、八王子市教育委員会
- ・2017/5/6 神奈川県横浜市大倉山記念館
後援：横浜市、横浜市教育委員会
- ・2017/7/15 埼玉県福生市民会館
後援：福生市教育委員会
- ・2017/7/17 千葉県公津の杜コミュニティセンター
後援：成田市、成田市教育委員会
- ・2017/7/29 東京都ティアラこうとう
後援：江東区、江東区教育委員会
- ・2017/7/30 神奈川県杜のホールはしもと
後援：相模原市、相模原市教育委員会
- ・2017/8/5 東京都練馬区立大泉学園ゆめりあホール
後援：練馬区教育委員会
- ・2017/8/6 埼玉県越谷市中央市民会館
後援：越谷市、越谷市教育委員会
- ・2017/8/12 茨城県つくば市カピオホール
後援：つくば市、つくば市教育委員会
- ・2017/8/13 東京都西東京市こもれびホール
後援：西東京市、西東京市教育委員会
- ・2017/8/19 東京都板橋区立文化会館
後援：板橋区、板橋区教育委員会
- ・2017/10/1 埼玉県所沢市民文化センターミュージズ

- 後援：所沢市教育委員会
- ・2017/10/7 東京都新宿文化センター
後援：新宿区教育委員会
- ・2017/10/8 東京都調布市グリーンホール
後援：調布市、調布市教育委員会
- ・2017/10/15 東京都足立区竹の塚地域学習センター
- ・2017/10/21 東京都ルネこだいら
後援：小平市、小平市教育委員会
- ・2017/10/22 東京都太田区民ホールアプリコ
後援：大田区教育委員会
- ・2017/11/25 東京都三鷹市芸術文化センター
後援：三鷹市教育委員会
- ・2017/12/2 神奈川県逗子さざなみホール
後援：逗子市教育委員会
- ・2017/12/3 東京都日野市七生公会堂
後援：日野市教育委員会
- ・2017/12/10 東京都葛飾シンフォニーヒルズアイリスホール
後援：葛飾区、葛飾区教育委員会
- ・2017/12/17 東京都中目黒G Tホール
後援：目黒区
- ・2017/12/24 東京都ティアラこうとう
後援：江東区教育委員会
- ・2018/1/28 東京都立川市たましん RISURU ホール
後援：立川市教育委員会
- ・2018/2/11 神奈川県鎌倉市鎌倉生涯学習センター
後援：鎌倉市教育委員会
- ・2018/2/17 東京都東久留米市成美教育文化会館
後援：東久留米市
- ・2018/2/18 東京都多摩市パルテノン多摩
後援：多摩市教育委員会
- ・2018/3/3 東京都江戸川区タワーホール船堀
- ・2018/3/4 東京都府中市市民活動センター
後援：府中市教育委員会
- ・2018/3/10 東京都荒川区サンパール荒川
後援：荒川区教育委員会
- ・2018/3/11 千葉県浦安音楽ホール
後援：浦安市教育委員会
- ・2018/3/24 東京都武蔵野市スイングホール
後援：武蔵野市教育委員会
- ・2018/4/1 埼玉県さいたま市プラザノース
後援：埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会、
- ・2018/5/27 神奈川県ミュージアム川崎シンフォニーホール

- 後援：神奈川県教育委員会、川崎市教育委員会
- ・2018/6/9 埼玉県産業文化センター多目的ホール
後援：埼玉県教育委員会、朝霞市教育委員会
- ・2018/6/30 埼玉県さくらめいと月のホール
後援：埼玉県教育委員会、熊谷市教育委員会
- ・2018/6/24 神奈川県カルッツ川崎アクトスタジオ
後援：神奈川県教育委員会、川崎市教育委員会
- ・2018/6/30 神奈川県サン・エールさがみはら
後援：神奈川県教育委員会、相模原市教育委員会
- ・2018/7/1 埼玉県ふるさとにいざ館ホール
後援：埼玉県教育委員会、新座市教育委員会
- ・2018/7/7 栃木県栃木市文化会館ホール
後援：栃木県教育委員会、栃木市教育委員会/
- ・2018/7/22 神奈川県横須賀市文化会館中ホール
後援：神奈川県教育委員会、横須賀市教育委員会
- ・2018/7/24 東京都八王子市学園都市センター
後援：八王子市教育委員会
- ・2018/7/28 東京都三鷹市芸術文化センター星のホール
後援：三鷹市教育委員会
- ・2018/7/30 千葉県市川市八幡市民会館全日警ホール
後援：市川市教育委員会
- ・2018/8/1 東京都大田区民ホールアプリコ
後援：大田区教育委員会
- ・2018/8/5 埼玉県久喜総合文化会館小ホール
後援：埼玉県教育委員会、久喜市教育委員会
- ・2018/8/7 東京都北とぴあカナリアホール
後援：北区教育委員会
- ・2018/8/8 東京都豊島区立南大塚ホール
後援：豊島区教育委員会
- ・2018/8/10 神奈川県横浜市緑区民文化センターみどりアートパークホール
後援：神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、
- ・2018/8/10 東京都小平市民文化会館ルネこだいらレセプションホール
後援：小平市教育委員会
- ・2018/8/11 埼玉県上尾市文化センター小ホール
後援：埼玉県教育委員会、上尾市教育委員会
- ・2018/8/12 東京都西東京市保谷こもれびホール小ホール
後援：西東京市教育委員会
- ・2018/8/13 群馬県高崎シティギャラリーコアホール
後援：群馬県教育委員会、高崎市教育委員会
- ・2018/8/14 東京都大泉学園ゆめりあホール
後援：練馬区教育委員会
- ・2018/8/15 茨城県つくばカピオホール

- 後援：茨城県教育委員会、つくば市教育委員会
- ・2018/8/16 静岡県浜松市浜北文化センター小ホール
後援：浜松市教育委員会
- ・2018/8/17 神奈川県大和市文化創造拠点シリウス芸術文化ホールサブホール
後援：神奈川県教育委員会、大和市教育委員会
- ・2018/8/19 東京都中野区野方区民ホール
後援：中野区教育委員会
- ・2018/8/19 東京都日本橋社会教育会館ホール
後援：中央区教育委員会
- ・2018/8/20 東京都品川区立総合区民会館きゅりあん小ホール
後援：品川区教育委員会
- ・2018/8/21 東京都板橋区立文化会館小ホール
後援：板橋区教育委員会
- ・2018/8/22 東京都かつしかシンフォニービルズアイリスホール
後援：葛飾区教育委員会
- ・2018/8/26 埼玉県川口総合文化センターリリア催し広場
後援：埼玉県教育委員会、川口市教育委員会

●2015年～2016年公演 おしばいでおくるコンサート「シューベルト物語」

【共催公演】

2016/9/27 練馬文化センター

共催：株式会社ハルメク

後援：練馬区、練馬区商店街連合会

協賛：ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテル、株式会社ドルチェ楽器パウエル・フルート・ジャパン

【自主公演】

- ・2015/4/29 東京都八王子市学園都市センター

提携：公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団

後援：八王子市、八王子市教育委員会

- ・2015/5/3 東京都東久留米市立生涯学習センターまろにえホール

共催：東京都東久留米市立生涯学習センター

- ・2015/5/4 東京都八王子市南大沢文化会館交流ホール

共催：公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団

後援：八王子市、八王子市教育委員会

- ・2015/5/5 彩の国さいたま芸術劇場

後援：彩の国さいたま芸術劇場

後援：埼玉県、埼玉県教育委員会、さいたま市、さいたま市教育委員会

- ・2015/5/6 志木市民会館パルシティ

後援：(公財)志木市文化スポーツ振興公社

後援：埼玉県、埼玉県教育委員会、志木市、志木市教育委員会

●2013年～2015年度公演 室内楽で奏でるオペラ モーツァルト「魔笛」

【自主公演】

- ・2013/06/16 新座ふるさと館

後援：新座市、新座市教育委員会、新座市国際交流協会

- 2013/06/15 成美教育文化会館
後援：東久留米市、東久留米市東部地域センター
- 2013/11/10 保谷こもればいホール
後援：西東京市、西東京市教育委員会、保谷こもればいホール
- 2014/3/8 南大沢文化会館交流ホール
共催：公益財団法人 八王子市学園都市文化ふれあい財団共催
後援：八王子市、八王子市教育委員会
- 2014/4/29 学園都市センター
共催：公益財団法人 八王子市学園都市文化ふれあい財団共催
後援：八王子市、八王子市教育委員会
- 2014/6/14 南大塚ホール
後援：豊島区、公益財団法人としま未来文化財団
- 2014/7/18 和光市民文化センター サンアゼリア小ホール
後援：和光市、和光市教育委員会、公益財団法人和光市文化振興公社
- 2014/7/20 豊島区民センター
後援：豊島区、公益財団法人としま未来文化財団
- 2014/7/26 富士見市民文化会館マルチホール
後援：富士見市、富士見市教育委員会、富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

【招聘公演】

- 2014/11/26 埼玉県新座市立新堀小学校
主催：埼玉県新座市立新堀小学校
- 2015/7/20 柏の葉キャンパス オークビレッジ
協賛：三井不動産レジデンシャル、SUNSTAR、PHILIPS、ASA 朝日新聞
協力：DNP 大日本印刷、DENTSU SCIENCEJAM
後援：柏市

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みむみむの森芸術文化振興グループと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 当法人は文化及び芸術の振興に関する活動を行い、児童又は青少年の健全な育成及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. クラシック音楽会事業
2. 学校でのクラシック音楽体験事業
3. ワークショップ事業
4. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
5. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
6. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事を置く。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(経費の負担及び会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、当法人が別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 経費又は会費の納入が2年以上遅滞したとき
2. 当該社員が死亡し又は解散したとき
3. 当該社員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
4. 総社員が同意したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は毎年6月にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(招集)

第14条 社員総会は、代表理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を

除き、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第15条 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員に対し、会日の5日前までに発することを要する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決定する。
 1. 社員の除名
 2. 定款の変更
 3. 解散
 4. その他法令で定められた事項

(決議及び報告の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第22条 当法人には、理事1名以上を置く。

(選任)

第23条 当法人の理事は、社員総会において選任する。

2 理事を2名以上置く場合は、そのうち1名を代表理事とし、理事の互選によって理事の中から選定する。

(業務の執行)

第24条 当法人の業務執行は、理事が2名以上あるときはその過半数をもって決定し、代表理事がこれを執行する。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬)

第26条 理事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金の拠出及び返還

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の抛出者の権利)

第29条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の抛出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金分配の禁止)

第32条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 解 散

(残余財産の帰属)

第33条 解散に伴い債務を完済した後、当法人にさらに残余の財産があるときは、社員総会の決議により帰属先を下記に定めるものとし、その帰属先に対して、残余財産を贈与する。

1. 国
2. 地方公共団体
3. 当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人
4. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

第8章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

設立時社員 吉田真理

設立時社員 アティエ範子

(設立時役員)

第35条 設立時理事及び設立時代表理事を以下のとおり定める。

設立時理事 吉田真理

設立時代表理事 吉田真理

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は当法人成立の日から平成27年3月末日までとする。

(法令の準拠)

第37条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人みむみむの森芸術文化振興グループ設立のため、設立時社員吉田真理及びアティエ範子の定款作成代理人である司法書士保田佳孝は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年4月17日

設立時社員

吉田真理

設立時社員

アティエ範子

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都足立区西新井栄町一丁目14番3号 ARAI ビル3階

司法書士 保田 佳孝

